

沖縄お悔み情報局 みらい基金規約

第1条（名称）

本会は、沖縄お悔み情報局 みらい基金と称する。

第2条（主たる事業所の所在地）

本会は、事務所を浦添市伊祖2-2-1に置く。

第3条（目的）

本会は、葬儀負担の軽減、島嶼間の情報格差の是正、そして生まれ島と人を繋ぎ、次世代に繋げるべき格差の無い沖縄のみらいを拓くことを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 寄付の募集、提供及び管理
2. 多死社会の諸問題や少子化における沖縄の風習問題の提言
3. シンポジウム・講演会の実施
4. 葬儀負担軽減と情報格差の是正を行政機関との協働
5. 葬儀困窮者の支援
6. 県内自治会、国内および世界の県人会の情報ネットワークの確立
7. 終活に関する無料広報紙の発行
8. 一般社団法人 沖縄お悔み情報局の支援
9. 前各号に付帯する事業、その他前条の目的達成に必要な事業

第5条（組織）

本会は、第3条に定める設立趣旨に賛同する団体及び個人の寄付をもって基金を構成する。

第6条（理事）

1. 本会の業務を執行するため、理事若干名（うち理事長1名）を置く。
2. 理事は、理事会の決議により選出する。
3. 理事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（理事会）

1. 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は年に1回開催するものとする。但し、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
3. 理事会においては理事長が議長となる。
4. 理事会は、次の事項について決議する。
 - ① 本規約、事業等の変更
 - ② 解散
 - ③ 理事の選任または解任
 - ④ その他本会の運営に関する重要事項
5. 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数によって行う。

第8条（職務）

1. 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。
2. ほかの理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条（財政）

本会の財政は、寄付金等によってまかなう。

第10条（基金の管理）

本会の基金は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

第11条（事業年度）

事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条（事務局）

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

第13条（業務報告）

理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に計算書類、事業報告書を作成し、理事の承認を得るものとする。

附則

1. 本規約は、2017年2月15日から施行する。